

◎平成25年分の所得税の確定申告に関するお知らせ

～平成25年分の所得税から適用される復興特別所得税が創設されました～

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布され、「復興特別所得税」及び「復興特別法人税」が創設されました。

個人の方に係る復興特別所得税の概要は以下のとおりです。

1 納税義務者

個人の方で所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める義務があります。

2 課税対象

個人の方については、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額(下記3参照)が、復興特別所得税の課税対象となります。

(注) 給与所得者の方は、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収されることとなります。

3 基準所得税額

個人の方の基準所得税額は、次の表のとおりです。

(注) その年分の所得税において外国税額控除の適用がある居住者の方については、外国税額控除額を控除する前の所得税額となります。

区 分		基 準 所 得 税 額
居住者	非永住者以外の居住者	全ての所得に対する所得税額
	非永住者	国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税額
	非居住者	国内源泉所得に対する所得税額

4 課税標準

復興特別所得税の課税標準は、その年分の基準所得税額です。

5 復興特別所得税額の計算

復興特別所得税額は次の算式で求めることになります。

$$\text{【算式】 復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

(注) その年分の所得税において外国税額控除の適用がある居住者の方のうち控除対象外国所得税額が所得税の控除限度額を超える方については、その超える金額をその年分の復興特別所得税額から控除することができます。ただし、その年分の復興特別所得税額のうち国外所得に対応する部分の金額が限度とされます。

6 確定申告

平成25年から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税と復興特別所得税を併せて申告しなければなりません。また、所得税及び復興特別所得税の申告書には、基準所得税額、復興特別所得税額等一定の事項を併せて記載することになります。



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、次の手順で事前準備を行うことにより、**国税電子申告・納税システム(e-Tax)**を利用した電子納税ができます。

電子納税には、①**ダイレクト納付**を利用する方法、②インターネットバンキングやATM等を利用して納付する方法があります。

ダイレクト納付とは、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができる電子納税の新たな納付手段です。

ご利用開始までの流れ (e-Taxソフト (WEB版) を利用する場合)

※ e-Taxソフト (WEB版) はWebブラウザ上で電子納税などを利用できるものですが、パソコンにe-Taxソフトをインストールして電子納税などを利用することも可能です。

1 e-Taxソフト(WEB版)の準備をします。

e-Taxホームページ(e-Taxソフト(WEB版)ご利用案内)からパソコンに「事前準備セットアップ」プログラムをダウンロードし、実行します。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出が必要です。
e-Taxソフト(WEB版)を利用して開始届出を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始 (変更等) 届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト (WEB版) の操作方法については、e-Taxホームページ (e-Taxソフト (WEB版) ご利用ガイド) をご覧ください。



3 税務署又は金融機関に対し電子納税のための手続を行います。

① ダイレクト納付を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ書面で提出します(金融機関届出印の押印が必要となりますので、オンラインでは提出できません。)

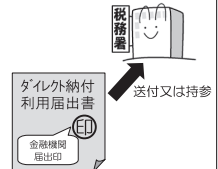
ダイレクト納付利用届出書を提出いただいてから利用可能となるまで、1か月程度かかります。

利用可能な金融機関につきましては、国税庁ホームページでご確認ください。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキング等の契約をします。電子納税を利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー)が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

これで電子納税の準備は完了です。「電子納税のしかた」は裏面をご覧ください。



詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。



電子納税のしかた(源泉所得税)



国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用のための事前準備の後、電子納税が可能となります。

e-Taxソフト（WEB版）を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです（インストールしたe-Taxソフト（通常版）を利用して電子納税を行うことも可能です。）。

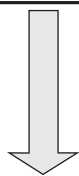
1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト（WEB版）にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

※ 納付すべき税額がない場合（納付税額0円）の徴収高計算書データについても送信することができます。

利用区分	利用種別	納付税額	延滞税額	合計
給与所得	源泉所得税	3,240,000	0	3,240,000
雑所得	源泉所得税	700,000	0	700,000
合計		3,940,000	0	3,940,000

利用者識別番号	1234567890123
氏名又は名称	株式会社 国税商事
代表者等氏名	国税本部
受付番号	2013070917000599999
受付日時	2013/07/09 17:00:00
納付先	国税事務
税目	源泉所得税及復興特別所得税
申告区分	



e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書（納付書）が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。次回の年末調整関係書類送付時より納付書の送付を省略いたします。

2. 納付方法の選択

e-Taxソフト（WEB版）からデータを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

① ダイレクト納付を利用する場合

納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

画面の「納付区分番号はこちら」のボタンをクリックします。「インターネットバンキング」ボタンが表示されますので、それをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。



3. 納付

① ダイレクト納付を利用する場合

納付日を指定して納付する場合は、納付日を指定した後、画面の「はい」をクリックすると、届出をした預貯金口座から指定した納付日に納付金額が振り替えられ、電子納税が完了します。

すぐに納付する場合は、納付日を指定する画面は表示されませんので、画面の「はい」をクリックすると、届出をした預貯金口座から納付金額が振り替えられ、電子納税が完了します。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されます。払込情報を確認し、払込を実行することにより、利用者の指定口座から払込金額が振り替えられ、電子納税が完了します。

※ 1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限内に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければなりませんのでご注意ください。

2 ダイレクト納付の場合、振替完了後、メッセージボックスに「ダイレクト納付完了通知」が格納されますのでご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日に預貯金口座の残高をご確認ください。

メール詳細(納付区分番号通知)

送信されたデータを受け付けました。

なお、税目、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

利用者識別番号	1234567890123
氏名又は名称	株式会社 国税商事
代表者等氏名	国税本部
受付番号	2013070917000599999
受付日時	2013/07/09 17:00:00
納付先	国税事務
税目	源泉所得税及復興特別所得税
申告区分	

電子納税

ダイレクト納付をご利用の方は以下のボタンをクリックしてください。

①

ATMやインターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用になる場合には、下の「納付区分番号はこちら」をクリックしてください。

②

(①)ダイレクト納付(納付日指定)を利用する場合

ダイレクト納付内容確認

ダイレクト納付を行います。

届出された預貯金口座の内容と納付内容をご確認いただき、内容に問題がなければ、以下のボタンで実行してください。納付が滞り続いた場合には、延滞税が発生する場合がありますのでご注意ください。

納付先	国税事務
税目	源泉所得税及復興特別所得税
申告区分	
課税期間(自)	平成25年01月
課税期間(至)	平成25年06月
登録名義	カブキガイシャコソケイショウジ
金融機関名	国鉄銀行本店
口座番号	2300004
納付金額	144,737円

納付日を選択してください。
納付日は、納付の時期までしか指定できません。
納付日は、休日、祝日及び12月29日～1月3日は指定できません。

納付日 平成 年 月 日

上記登録内容で、納付を行いますか。